

**本日、「毒きのこ食中毒発生注意報」を発令しました**

10月8日に、毒きのこによる食中毒が県内で今秋初めて発生しました。

今後も毒きのこ食中毒の発生が懸念されることから、本日、「毒きのこ食中毒発生注意報」を発令しました。

食用と正確に判断できないきのこは、絶対に「採らない」、「食べない」、「人にあげない」ようにしてください。

新潟県内の毒きのこによる食中毒発生状況（令和3年から令和8年本日まで）

	件数	患者数	種 類	シーズン初発日※
令和3年	0	0	—	—
令和4年	2	6	ツキヨタケ1件、コレラタケ(ドクアジログサ)1件	10月21日
令和5年	2	6	ツキヨタケ2件	10月22日
令和6年	2	2	ドクササコ1件、ツキヨタケ1件	11月14日
令和7年	1	4	ドクササコ1件	11月13日
令和8年	1	2	ツキヨタケ1件	10月8日

※県内で発生した毒きのこによる食中毒の初発日

きのこによる食中毒の予防ポイント

1 食用と正確に判断できないきのこは、絶対に「採らない」、「食べない」、「人にあげない」

2 様々な「言い伝え」は全く根拠のない迷信であるため、信じない

主な迷信

- ① 柄が縦に裂ければ食べられる → 毒を持つきのこの多くは柄が縦に裂ける
- ② ナスと一緒に料理すれば食べられる → 食中毒を起こした例は多数ある
- ③ 虫が食べているきのこは食べられる → 虫は毒のあるきのこも食べる

本件についてのお問い合わせ
生活衛生課 食の安全・安心推進係 石本
(直通)025-280-5205 (内線)2674